

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)の概要(1/2)

将来ビジョン 「めぐる経済、まもる環境」～豊かな千葉を次の世代へ～

1 計画の基本事項

1.1 計画策定の背景

・出口側の循環利用率の伸び悩み、排出量の削減、不法投棄の防止等の課題に引き続き対応する必要がある。
 ・食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、人口減少に伴う担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題にも対応が必要である。

1.2 策定方針

・廃棄物処理の現状と課題及び第10次計画の施策の進捗状況等を踏まえつつ、千葉県総合計画や千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として、国の第五次循環型社会形成推進基本計画との整合を図る。

1.3 計画の位置付け及び計画期間

(1)計画の位置付け

・廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画で、県の廃棄物に関する施策の基本方針を示すもの。
 ・食品ロスの削減の推進に関する法律で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付ける。
 ・「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付ける。

国の方針・計画
 ○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月改正)
 ○食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年3月策定)
 ○第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月策定)



千葉県バイオマス活用推進計画 千葉県海岸漂着物対策地域計画
 千葉県災害廃棄物処理計画 千葉県PCB廃棄物処理計画 等

(2)計画期間

・令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画

1.4 計画の対象とする廃棄物

・一般廃棄物(特別管理一般廃棄物含む)と産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)

2 社会の動向

2.1 国外の動向

(1)循環経済への国際的転換 (2)国際的な資源獲得競争 (3)食品廃棄物等の循環利用 (4)製品の有効利用や再生材の利用拡大 (5)気候変動問題

2.2 国内の動向

(1)循環経済への移行 (2)人口減少・高齢化社会の進行と地域社会の容容 (3)食品ロスの削減 (4)安定的・効率的な施設整備及び運営 (5)災害廃棄物処理システムの強靱化 (6)廃棄物に関連する法制度の改正と新制度の動向

3 県の廃棄物処理の現状

3.1 一般廃棄物

- (1)ごみの排出量
 - ・ごみの排出量は、平成18年度以降減少傾向
- (2)ごみの資源化等
 - ・出口側の循環利用率は、近年伸び悩んでおり、横ばい
 - ・プラスチック製容器包装の収集は、32市町村で実施
- (3)最終処分量
 - ・最終処分量は、平成28年度以降減少傾向
- (4)食品ロス量
 - ・食品ロス量は、減少傾向
- (5)市町村におけるごみ処理費等の状況
 - ・市町村がごみ処理に要した費用は、増加傾向
930億円(H30)⇒1,053億円(R5)
 - ・ごみ処理の有料化は、37市町村で導入
- (6)ごみの不法投棄等
 - ・ごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見受けられる
廃家電不法投棄 3.1千台(H30)⇒2.3千台(R5)
- (7)一般廃棄物処理施設等の整備状況
 - ・ごみ焼却施設の87%が稼働してから15年以上経過
 - ・最終処分場の残余年数は増加傾向
7.6年(H30)⇒8.8年(R5)
- (8)災害廃棄物対策
 - ・災害廃棄物処理計画は、全54市町村で策定
25市町村(R3.2)⇒全54市町村(R6.3)
- (9)し尿処理
 - ・し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向
77万kL(H30)⇒72万kL(R5)
 - ・し尿処理施設の77%が稼働してから15年以上経過

3.2 産業廃棄物

- (1)排出量
 - ・排出量は、令和元年以降増加傾向
- (2)処理・処分状況
 - ・出口側の循環利用率は、近年横ばい
 - ・最終処分量は、減少傾向
- (3)適正処理の推進
 - ・不法投棄量は減少傾向(H30は大規模投棄あり)
1,481t(H29)⇒64,500t(H30)⇒1,177t(R5)
 - ・不法投棄の残存件数・量は、横ばい
4,019千t(H30)⇒4,027千t(R5)
- (4)産業廃棄物処理施設の整備状況
 - ・産業廃棄物最終処分場は、減少傾向
21施設(H30)⇒20施設(R5)
 - ・最終処分場の残余年数は減少傾向
18.1年(H30)⇒17.6年(R5)
- (5)バイオマスの活用の促進
 - ・バイオマス資源の利用率は、増加傾向
78%(H30)⇒79%(R2)
- (6)ヤードの状況
 - ・自動車ヤード数は、近年横ばい
 - ・金属スクラップヤード等の事業場数は、437件(R7.3)

3.3 第10次計画の目標の進捗状況

・最新の実績データである令和5年度実績と第10次計画の目標値を比較し、進捗状況を整理

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込	
	基準年度	実績値	目標年度		
一般廃棄物	■排出量	206万t	194万t	183万t以下	△
	■一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g	482g	440g以下	×
	■出口側の循環利用率	22.4%	22.6%	30%以上	×
	■最終処分量	14.3万t	10.7万t	12万t以下	○
産業廃棄物	■排出量	1,752万t	1,875万t	1,690万t以下	×
	■出口側の循環利用率	49.7%	48.5%	52%以上	×
	■最終処分量	29.4万t	26.7万t	28万t以下	○

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)の概要(2/2)

4 県が取り組むべき課題

重点的に取り組むべき課題

社会の動向や県の廃棄物処理の現状を踏まえ、県が取り組むべき主な課題を以下のとおり設定する。

- | | | |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| (1) 県民、事業者と連携した3R+Renewableの推進 | (5) 人口減少・高齢化社会への対応 | (8) ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進 |
| (2) 食品ロスの削減の推進 | (6) 持続可能な適正処理の確保 | (9) 災害廃棄物処理体制の強化 |
| (3) プラスチック等資源の循環利用 | (7) 地球温暖化対策のための廃棄物エネルギーの活用推進 | (10) 不適正ヤードへの対策 |
| (4) 不法投棄の未然防止 | | |

5 基本方針と計画目標

5.1 本計画の基本方針

〇みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のための循環経済への移行

千葉県環境基本計画で示す将来の姿「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のため、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が廃棄物等に係る取組を進めるとともに、相互に連携し、更なる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進することで、地域と調和した循環経済への移行を進める。

〇多様化する新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。

特に、循環経済への移行に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、AI等のデジタル技術の活用といった業界横断的対応が必要になる課題に、柔軟に対応する。

〇県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。条例に基づく指導や立入りの実施などにより不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化する。

5.2 計画目標

- ・令和5年度を基準年度とし、令和12年度を目標年度とする数値目標を定める。
- ・目標値の設定は、令和7年2月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で示された目標値を基本とする。

目標項目	R5	R12	
	実績値	目標値	
一般廃棄物	排出量	194万t	178万t以下
	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	482g	440g以下
	出口側の循環利用率	22.6%	28%以上
	一人1日当たりごみ焼却量(新規)	644g	560g以下
	最終処分量	10.7万t	10万t以下
産業廃棄物	排出量	1,875万t	1,690万t以下
	出口側の循環利用率	48.5%	49%以上
	最終処分量	26.7万t	24万t以下

6 展開する施策

(1) 3R等の取組による循環経済への移行の推進

- 1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進
- 2 食品ロスの削減
- 3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進
- 4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進
- 5 循環資源等の利活用の促進
- 6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)
- 7 環境学習等の推進

(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進

- 1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進
- 2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進
- 3 人口減少等に対応するAI等のデジタル技術の効果的な活用

(3) 適正処理の推進

- 1 排出事業者における適正処理の促進
- 2 有害廃棄物の適正処理の推進
- 3 再生土の適正利用の推進
- 4 不適正なヤードの一掃
- 5 環境美化意識の向上と実践活動の推進
- 6 海岸漂着物の処理の推進
- 7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施
- 8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応
- 9 処理困難物や高齢化社会等への対応

(4) 適正処理体制の整備

- 1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理
- 2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)
- 3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理
- 4 県全体における適正処理体制の整備
- 5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 1 平時からの備えの強化
- 2 発災時の迅速な対応

7 計画の推進

7.1 各主体の役割

・県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県が連携・協働して積極的な取組を展開する。

7.2 進行管理

・PDCAサイクルに基づき、毎年度、廃棄物の排出量等の状況の把握のみならず、施策及び事業の成果について評価を行い、環境審議会廃棄物・リサイクル部会への報告、ホームページへの公表を実施する。